

持続可能性に配慮した調達コード 解説

<04 個別基準：畜産物>

2026年8月
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

国際園芸博覧会では持続可能な博覧会の運営を目指しており、その取組の一つとして持続可能性に配慮した物品やサービスの調達があります。畜産物については、食品としての安全性が重視されるのはもちろんですが、近年、生産段階における環境負荷の低減、労働安全の確保や人権への配慮等も求められ、様々な認証制度も開発・普及されるなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきています。

このため、国際園芸博覧会において使用される畜産物についても、その生産段階の持続可能性への配慮が確実なものとなるよう、「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」を策定したものです。

一方で、国内の事業者・消費者ともに、国際園芸博覧会が目指す持続可能性の概念はまだ十分に浸透していない状況です。そのため、調達基準のポイントを説明しつつ、持続可能性の意味や必要な取組について事業者や消費者の皆様が理解を深めていただけるよう本解説を作成しました。

調達基準と本解説により、生産者だけでなく、加工や流通も含め、全ての段階の関係者が高い意識を持って取り組み、農林水産業・食品業界全体で持続可能性の水準が底上げされることを期待しています。

畜産物個別基準：概要

概要	
対象	畜産物の生鮮食品及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。 生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。
要件	(1) 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (2) 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (3) 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (4) 作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (5) 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応したOIE陸生動物衛生規約等に照らして適切な措置が講じられていること。
要件への適合度が高いもの	● JGAPの認証を受けて生産された畜産物 ● 上記の畜産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。
留意点等	● 畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。 ● 海外産の畜産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
調達計画・結果の報告	● 調達計画一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。また、会期後、あるいは調達完了後、調達結果一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。 ● 生鮮食品について、「要件への適合度が高いもの等」の畜産物の調達が困難な場合には、調達計画一覧表及び調達結果一覧表にその量、理由及び上記要件の遵守に向けた取組内容を記載し、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。
推奨	要件に加え、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、以下の畜産物を最大限調達することが推奨される。これらの取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容および調達状況を公表する。 ● 持続的な畜産物生産に取組む酪農・畜産農家が生産した畜産物 有機畜産により生産された畜産物、農場HACCPの下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障害者が主体的に携わって生産された畜産物、温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物、強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物、国産飼料で生産された畜産物、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013認証品）、循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物
書類保管義務等	1年間。協会が求める場合は提出しなければならない。

畜産物個別基準 : 共通基準との関連、調達コード遵守に向けて

協会、サプライヤー等が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

【解説】 ここでは、調達コード（共通基準）の規定が個別基準についても適用されることを記載しています。

例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「3 持続可能性に関する基準」を満たしていただく必要があります。また、「5. 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について協会が確認する場合があるほか、「6 通報受付窓口」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

畜産物個別基準：対象及び食品ロス削減

- 1 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。
サプライヤー等注1は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。
また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。
※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの
：畜産物における生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。
注1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。
また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等 に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

【解説】 ここでは、畜産物個別基準の対象及び食品ロス削減に関して記載しています。

畜産物個別基準の対象は、協会及び協会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者※¹（サプライヤー）、ライセンシー、出展者等が提供する飲食サービス※²に使用される畜産物（生鮮食品及び畜産物を主要な原材料とする加工食品）となります。

※1：以降は、サプライヤー、ライセンシー、出展者を総称してサプライヤー等と表記します。

※2：国際園芸博覧会に関連して来場者等に提供される飲食品（飲食・物販）を指します。

食品表示法別表第二とは、食品表示法第4条第1項の規定に基き定められた食品表示基準の別表第2を指します。

- 含まれるものの例：Villageや会場内のレストラン等で提供される飲食品、ライセンシーが販売する国際園芸博覧会のロゴマークがついた公式商品
- × 含まれないものの例：サプライヤーや作業員等が自身で持ち込んだ弁当

畜産物個別基準：対象及び食品ロス削減（つづき）

【解説】

サプライヤー等は、畜産物の生鮮食品について調達基準を満たすものを調達することが求められます。また、加工食品については、多種多様な原材料を大量に用いて製造されるものが多い中で、その原材料については、均一な品質、ロットの確保、価格、製品にあった品種・規格等が重要となることから、実現可能性を考慮し、主要な原材料（使用した原材料に占める重量割合で最も上位のもの）である畜産物が調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとしています。

なお、協会は、必要に応じて、使用する食材に係る持続可能性への配慮の状況について確認します。

また、サプライヤーは食品ロス削減のため、必要な量及び賞味期限等を配慮し計画的に調達することが求められます。食品ロス削減とは、飲食を提供・販売する際に賞味期限切れや余剰による廃棄が生じないように需要予測、適正受注を進めること、畜産物の加工の過程で発生する廃棄物の量削減に取り組む事業者から調達することを推奨するものです。

▽食品ロス削減に向け、事業者ができること（環境省HP）

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産
卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力(自己責任)

《参考》

環境省 <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/busi.html#EN1>

畜産物個別基準：持続可能性の観点から求められる要件

2 上記1の畜産物について、持続可能性の観点から、以下の(1)～(5)が求められる。

- (1)食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- (2)環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- (3)作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- (4)作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- (5)快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応したOIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等注2に照らして適切な措置が講じられていること。

注2：日本においては、この規約等に準じて国が策定した畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針に示されている「実施が推奨される事項」。

【解説】 ここでは、畜産物の生産段階において求められる要件を記載しています。

(1) では、食材の安全を確保するための措置を求めており、具体的には、動物用医薬品の適切な使用、安全な飼料の給与、適切な衛生管理などを行っていることが必要です。

(2) では、環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するための措置を求めており、具体的には、家畜排せつ物の適切な処理や利用の推進などを行っていることが必要です。

(3) では、作業者の労働安全を確保するための措置を求めており、具体的には、安全作業のための服装や保護具の着用、危険箇所等を示す表示板設置等による作業環境の改善、農薬・燃料等の適切な管理などを行っていることが必要です。

(4) では、作業者の人権保護を確保するための措置を求めています。国内外の労働関係法令等の遵守や労働環境への配慮などが重要となります。具体的には法令順守はもちろんのこと、性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、雇用契約の締結、就業規則の作成、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入など、作業従事者の基本的な人権を守るためのルール作りを行い、実施することが必要です。

(5) では、快適性に配慮した家畜の飼養管理のための措置を求めており、具体的には、家畜の健康状態を把握するための日々の観察や記録、良質な飼料や水の補給などを行っていることが必要です。

※OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等は、現在、WOAH（国際獣疫事務局）陸生動物衛生基準等に読み替えてください。

「参考」

農林水産省「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」 <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

畜産物個別基準 : 調達可能なもの

3 JGAP による認証を受けて生産された畜産物については、上記2 への適合度が高いものとして原則認める。

【解説】 ここでは、要件（1）～（5）への適合度が高いものとして既存の認証スキームを活用することができることを記載しています。

具体的には、**JGAP**の認証品については、要件（1）～（5）への適合度が高いものとして扱います。ただし、認証品であっても、協会が要件に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認します。

《参考》

JGAP <https://jgap.jp/certification/jgap-livestock/>

畜産物個別基準：調達可能なもの

4 上記3の畜産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。注3

注3：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき認定された取組を通じて生産された畜産物等。但し、サプライヤー等は上記2の(1)、(3)、(4)及び(5)にも配慮を行い調達すること。

【解説】 ここでは、JGAPによる認証品以外の畜産物が必要な場合について記載しています。

JGAPによる認証を受けた畜産物以外の畜産物を必要とする場合、「環境面の配慮が優れているもの」として、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき認定された取組を通じて生産された畜産物及び環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものは適合度が高いものとして同様に扱うことができます。

また、上記と合わせて、「作業者の労働安全」、「作業者の人権保護」、「アニマルウェルフェア」といった観点にも配慮した調達をお願いします。

《参考》

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

畜産物個別基準：留意点（国内産への配慮）

5 サプライヤー等は、畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物^{注4}の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。

注4：みどりの食料システム戦略に基づく取組等、環境負荷低減に貢献するものも含む。

【解説】 ここでは、国内産の利用に配慮することを求めています。

サプライヤーは、畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮することが重要です。こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物の利用に配慮することが求められます。

畜産業は食料の供給だけでなく、農村において継続して行われることによりもたらされる国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。また、輸送距離の短い国内から調達することは温室効果ガス排出の抑制にもつながります。こうした機能や効果の持続的な発揮に貢献する観点から開催国内で生産された農産物に配慮するように求めています。

「開催国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物」とは、前ページまでに記載した畜産物を示しています。

ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければなりません。

6 サプライヤー等は、海外産等の畜産物で、上記2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを 優先的に調達すべきである。

【解説】 ここでは、海外から調達する畜産物について示しています。

国産・海外産にかかわらず、要件への適合度が高い畜産物を調達することが原則ですが、海外から調達する畜産物について要件への適合度が高いことの確認が困難な場合にはこの規定を適用します。

「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、フェアトレードの取組（生産者の自立や生活改善を支援するために、途上国の畜産物等を適正価格で購入する仕組み）によるものや環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能なものを想定しています。

7 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する畜産物について、上記3～6 及び下記8 に該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から1 年間保管し、協会が求める場合は、これを提出しなければならない。

【解説】 ここでは、協会に提出が必要な書類、保管すべき書類、期限等について記載しています。

サプライヤーは、生鮮食品を調達する場合、調達計画一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。生鮮食品について、要件への適合度が高い畜産物の調達が困難な場合は、その品目、量、調達が困難な理由、および要件の遵守に向けて取り組んでいる内容を調達計画一覧表に記載いただき保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。協会は必要に応じてサプライヤーに対し追加情報の開示やヒアリングを求めることがあります。

また、サプライヤーは調達完了後、または本園芸博終了後、調達結果一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。

なお、調達基準では、持続可能性に関する要件やその確認方法について規定しており、実際に使用された畜産物がこの調達基準に沿ったものかを確認できるようにしておく必要があります。そのため、サプライヤーは調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。書類に含まれる項目例として、調達元の納入事業者名、品名、数量、認証の有無及び認証名、産地、出荷者・納品事業者・加工事業者があります。さらに、サプライヤーからサプライチェーンに対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。

8 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、持続的な畜産物生産に取り組む酪農・畜産農家が生産した畜産物^{注5}を最大限調達することが推奨される。また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容および調達状況を公表することとする。

注5：有機畜産により生産された畜産物、農場HACCPの下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障害者が主体的に携わって生産された畜産物、温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物、強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物、国産飼料で生産された畜産物、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013認証品）、循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物。

【解説】 ここでは、要件への適合度が高い畜産物のうち、持続可能性の観点でより望ましいものとして推奨する畜産物を示しています。

① 有機畜産により生産された畜産物

有機畜産は、畜産に由来する環境への負荷をできる限り少なくする方法でありこれにより生産された畜産物には**有機JAS認証品**が該当します。

② 農場HACCPの下で生産された畜産物

農場HACCPは、畜産物の生産段階において、食品の危害となる要因をコントロールすることで、特に畜産物の安全性の向上を図る高い水準の取組です。農林水産省が「**畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP認証基準）**」を定めており、これに基づく認証を受けた農場で生産された畜産物が該当します。

「参考」

農林水産省「有機食品の検査認証制度」 https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

農林水産省「家畜の生産段階における飼養衛生管理の向上について（農場HACCP等）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/index.html

【解説】

③ エコフィードを用いて生産された畜産物

エコフィードとは、食品製造副産物等を利用して製造された家畜用飼料です。エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要であり、我が国の「もったいない精神」から生まれた取組です。具体的には、民間団体が運用する「**エコフィード利用畜産物認証制度**」により認証を受けた畜産物が該当します。

④ 放牧畜産実践農場で生産された畜産物

低コスト、省力化、農地保全、耕作放棄地の再生利用等を推進するため、放牧畜産の取組が進んでいます。具体的には、民間団体が運営する「**放牧畜産基準認証制度**」により認証を受けた畜産物が該当します。

⑤ 障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

多様な者の包摂と参画を促す共生社会の構築を図る観点から、「障がい者が主体的に携わって生産された畜産物」を推奨しています。具体的には、障がい者が畜産物の主要な生産活動（給餌、畜舎の清掃など、畜産物を直接取り扱う活動）に携わって生産された畜産物であることを都道府県が確認したものが該当します。また、日本農林規格「**障害者が生産行程に携わった食品**」（ノウフク JAS）の第三者認証を受けた畜産物もこれに該当します。

《参考》

一般社団法人日本科学飼料協会「エコフィード認証」 http://kashikyo.lin.gr.jp/certifi_01eco.html

公益社団法人中央畜産会「エコフィード利用畜産物認証」 : <http://ecofeed.lin.gr.jp/>

一般社団法人日本草地畜産種子協会「放牧畜産認証」 : <http://souchi.lin.gr.jp/ninsho/index.html>

農林水産省「ノウフク JAS」 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>

【解説】

⑥ 温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物

反すう家畜からのメタン排出と家畜排せつ物の管理などからの排出を合わせた日本国内の家畜生産に起因する温室効果ガス排出は、農林水産分野由来のうち、約3割とされており（農林水産省資料；2024年）、増大する世界人口を賄う生産とゼロエミッションへの努力が強く求められています。例えば、畜産分野の地球温暖化対策としては、家畜排せつ物管理対策として、アミノ酸バランス改善飼料等があります。

⑦ 強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物

家畜排せつ物管理由来の温室効果ガスは、一酸化二窒素とメタンが挙げられます。家畜排せつ物を堆積すると内部が嫌気状態となり、温室効果ガスが発生するため、強制的に攪拌・発酵させることで温室効果ガスの発生を抑制します。

⑧ 国産飼料で生産された畜産物

持続的な畜産物生産のあり方の1つに、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却があります。輸入飼料への依存は、価格変動、需給変動、窒素・リンといった肥料過多による土壌への影響、気候変動や世界的な人口増加による供給不安等の課題が挙げられます。国産飼料の利用に取り組んでいる農場で生産された畜産物の積極的な調達は、環境負荷軽減への取組を後押しするものとして重要です。

畜産物個別基準：推奨事項（つづき）

【解説】

⑨ 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013認証品）

本規格は、国産飼料用米、国産種鶏及び家畜排せつ物といった国内資源を活用し、畜産の JGAP に基づく適切な防疫、衛生管理、アニマルウェルフェア、従業者の安全衛生及び労務管理に取り組むことにより、生産の持続可能性を後押しするものです。SDGsの目標2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」と目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」に寄与しています。

⑩ 循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物

外部からの投入物を最小限に抑え、家畜排せつ物を堆肥とするなどして、牧草や農産物の栽培に活用し、環境への影響を最小限に抑える農業を循環型農業といいます。農薬や化学肥料の代わりに、そのままでは廃棄物となる家畜排せつ物を活用して土壌を活性化しながら、牧草を育み、その牧草をまた家畜が食むという循環を通じて環境への負荷を低減します。こうした農場で生産された畜産物が該当します。

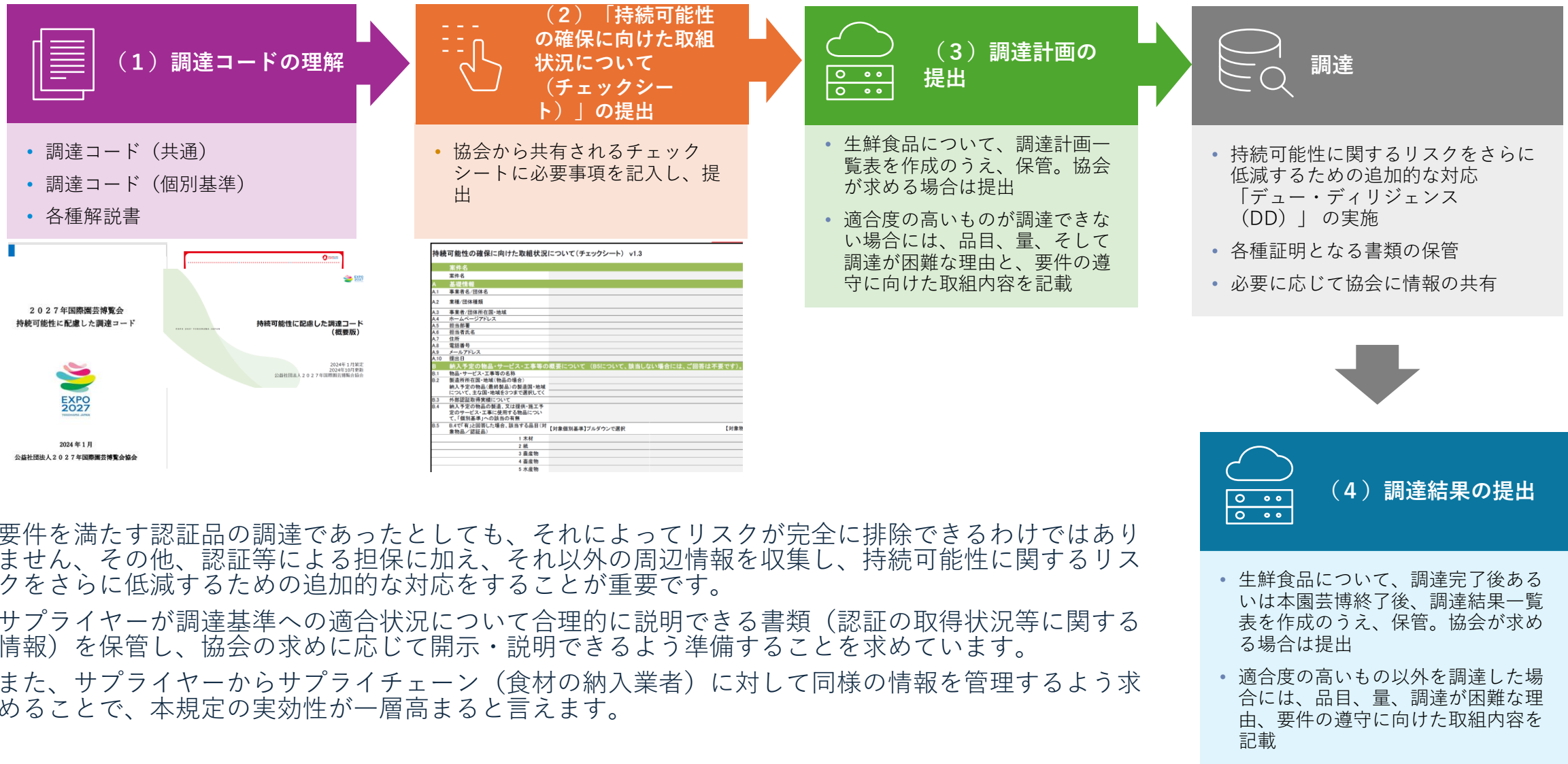
《参考》

農林水産省「JAS 0013 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉」https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_standard/attach/pdf/index-456.pdf

国産鶏普及協議会「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JAS ハンドブック（第1版）」
http://www.famic.go.jp/syokuhin/jas/doc/hb_jas_0013.pdf

国連経済社会局（UN/DESA）「Policy Brief #105: Circular agriculture for sustainable rural development」
<https://www.un.org/development/desa/dpad/publication/un-des-policy-brief-105-circular-agriculture-for-sustainable-rural-development/>

サプライヤーに求められる書類等



要件を満たす認証品の調達であったとしても、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません、その他、認証等による担保に加え、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応をすることが重要です。

サプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。

また、サプライヤーからサプライチェーン（食材の納入業者）に対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。